

30 公益財団法人宮城県スポーツ協会 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮城県スポーツ協会（以下「協会」という。）が行うスポーツ功労者等の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰種別等)

第2条 スポーツ功労者等の表彰については、次のとおりとする。

- (1) この法人の事業発展に功労があった個人及び団体にスポーツ功労賞を贈る
- (2) 本県のスポーツ向上に功績のあった個人及び団体にスポーツ功績賞を贈る。

ただし、宮城県が定める宮城県スポーツ賞を受賞する者は除く。

また、表彰対象の功績が中学生以下の者のみの参加による大会の入賞に係る場合にあっては、スポーツ奨励賞として表彰する

- (3) 国民体育大会で入賞した個人及び団体の内、2号に定めるスポーツ功績賞に該当しない者に表彰状を授与する

- (4) 1号から3号までに掲げるほか、特に功労の著しい者、その他本県のスポーツの普及・振興に特に寄与した者について特別表彰することができる

2 前項に定める表彰に関する推薦基準は、別表に掲げるとおりとする。

(表彰者選考委員会)

第3条 スポーツ功労者等の表彰者の選考は、委員会に諮るものとする。

2 表彰委員会の委員は次のとおりとする。

委員長 会長

副委員長 理事長

委員 専務理事、事務局長、各部長の職にある者。

その他、委員長の指名する者。

3 委員長は委員会を総括する

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(感謝状)

第4条 第2条に掲げるほか、協会の活動に寄与した個人及び団体に感謝状を贈ることができる。

2 前項に定める感謝状の贈呈を速やかに行う必要がある場合には、会長の専決により行うことができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

公益財団法人宮城県スポーツ協会表彰推薦基準

	スポーツ功労賞 [第2条(1)関係]	スポーツ功績賞 [第2条(2)関係]	国体入賞者表彰 [第2条(3)関係]	特別表彰 [第2条(4)関係]
対象	<p>(1)個人 附表(次頁)の役職欄に掲げる役職を、同表の年数欄に掲げる年数以上務めた者であつてかつ本会又は加盟団体に功績のあつた者(物故者は除く)。 役職年数については、各欄に掲げる年数を相互換算のうえ、加算できる。 ただし、同一期間に係る役職の重複分については加算を認めない。</p> <p>(2)団体 設立後、15年以上を経過している団体であり、活動が定期的、計画的、組織的に行われ、地域のスポーツ振興に貢献する等、本会又は加盟団体に功績のあつた団体。</p>	<p>前年度の対象期間の翌日から当年度表彰式の1週間前の日までの間において次の各号のいずれかに該当する者とするが、「離国」等の特別の理由のある者については追加推薦を認める場合がある。</p> <p>(1)オリンピック選手として参加した個人又は団体。 (2)国際大会で優秀な成績を残した個人又は団体。 (3)全国大会において優勝した個人又は団体。 (4)世界記録、日本記録を樹立した者。 (5)上記(1)、(2)に該当する選手を育てあげることに特に功績の著しい者。</p>	<p>国民体育大会で入賞(競技得点を獲得)した個人及び団体。</p>	<p>県民のみならず、全国的視野からみても功績の著しい個人及び団体。</p>
被表彰者数	<p>同一人(団体)につき1回のみ表彰とする。</p>	<p>上限を定めない。</p>		
推薦資格等	<p>本協会加盟後満5年を経過した加盟団体並びに宮城県スポーツ少年団及び宮城県スポーツ指導者協議会。 なお、市町村体育(スポーツ)協会にあつては、各ブロック連絡協議会で調整のうえ推薦する。ただし、本協会推薦によらず受賞者を決定する場合があります。</p>	<p>加盟団体からの推薦。 ただし、本協会推薦によらず受賞者を決定する場合があります。</p>		<p>本協会決定する。</p>

附 表

	役職	年数
県 ス ポ ー ツ 協 会	1 会長・理事長・専務理事	6
	2 理事・監事	8
	3 その他、県スポーツ協会の発展に功績のあった者	10
加 盟 団 体	1 会長・副会長・理事長	8
	2 理事・監事	10
	3 市町村体育（スポーツ）協会所属の競技団体会長・副会長・理事長及び選手の指導・育成に特に実績をあげた指導者	15
	4 公認審判員として実績をあげた者	20

30-2 公益財団法人宮城県スポーツ協会 表彰規程 細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人宮城県スポーツ協会表彰規程（以下「規程」という。）

第4条の規定により、規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

(推薦上の留意事項)

第2条 スポーツ功労賞及びスポーツ功績賞の推薦上の留意事項は次のとおりとする。

(1) スポーツ功労賞関係

イ 市町村体育（スポーツ）協会にて、競技団体における活躍を推薦理由とする場合にあっては、関係する県競技団体の了解を得ること。

ロ 推薦数は各団体1名または1団体とするが、市町村体育（スポーツ）協会においては、各ブロック連絡協議会を通して推薦すること。

なお、ブロック別推薦数の上限は次のとおりとする。

仙台市	仙南	仙台管内	大崎	栗原市	登米市	気仙沼	石巻
6	2	3	2	1	1	1	2

ハ 規程別表の附表に定める年数は、推薦年の12月31日現在で端数切捨てとする。

ニ 複数役職の年数換算は、次の計算例による。（推薦書への記載は、それぞれ生の年数月を記載のこと。）

《計算例》

附表の加盟団体の副会長を例にすると、理事として6年（72ヶ月）、副会長として3年8ヶ月（44ヶ月）の経歴を有した場合の計算式は「（理事としての月数）×（役職 1 会長・副会長・理事長の年数 / 役職 2 理事・監事の年数） + （副会長としての月数） / 12（ヶ月）となるので、
〔72×（8/10）+44〕 / 12 = 8.466・・・となり、副会長として8年を経過したものと同等となり表彰対象となる。

(2) スポーツ功績賞関係

イ 推薦書類提出後に該当者が出た場合には、追加推薦できるものとする。

ロ 表彰規程別表中、対象の欄の（3）に掲げる「全国大会」とは、文部科学省及び公益財団法人日本スポーツ協会が主催する大会又は、公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央競技団体が主催する全国大会をいう。

ハ 選手のスポーツ籍等については、次のいずれかに該当する個人又は該当する個人又は団体とする。

①本協会加盟団体にスポーツ籍を有する個人又は団体

②その他、特に表彰者選考委員会で認めた個人又は団体

(推薦書の様式)

第3条 推薦書の様式は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|-----|
| イ 推薦書 (個人用) | 様式1 |
| ロ 推薦書 (団体用) | 様式2 |
| ハ スポーツ功労賞受賞候補推薦書 (個人用) | 様式3 |
| ニ スポーツ功労賞受賞候補推薦書 (団体用) | 様式4 |

(推薦書記載上の注意事項)

第4条 推薦書記載上の注意事項は次のとおりとする。

(1) スポーツ功労賞関係

- イ 履歴及びスポーツ歴並びに活動歴については、具体的に記載すること。
- ロ 推薦理由はおおむね100字程度にまとめ、明確かつ簡潔に記入すること。

(2) スポーツ功績賞関係

- イ 実績等については、推薦実績の欄に正式名称、期日、場所、成績、記録等を明記すること。

(3) 共通関係事項

- 年齢は、推薦年の12月31日現在で記載すること。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

この細則は、令和元年9月1日から施行する。

この細則は、令和2年4月1日から施行する。